

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン2	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン4	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン6	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・波型形状の外観を有する材料とし、色は濃灰、黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン8	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン9	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン10	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

郡山城跡風致地区

ゾーン区分	基準
ゾーン1 1	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶等で着色されたものとする。